

木造戸建て住宅耐震改修補助制度 ご利用の手引

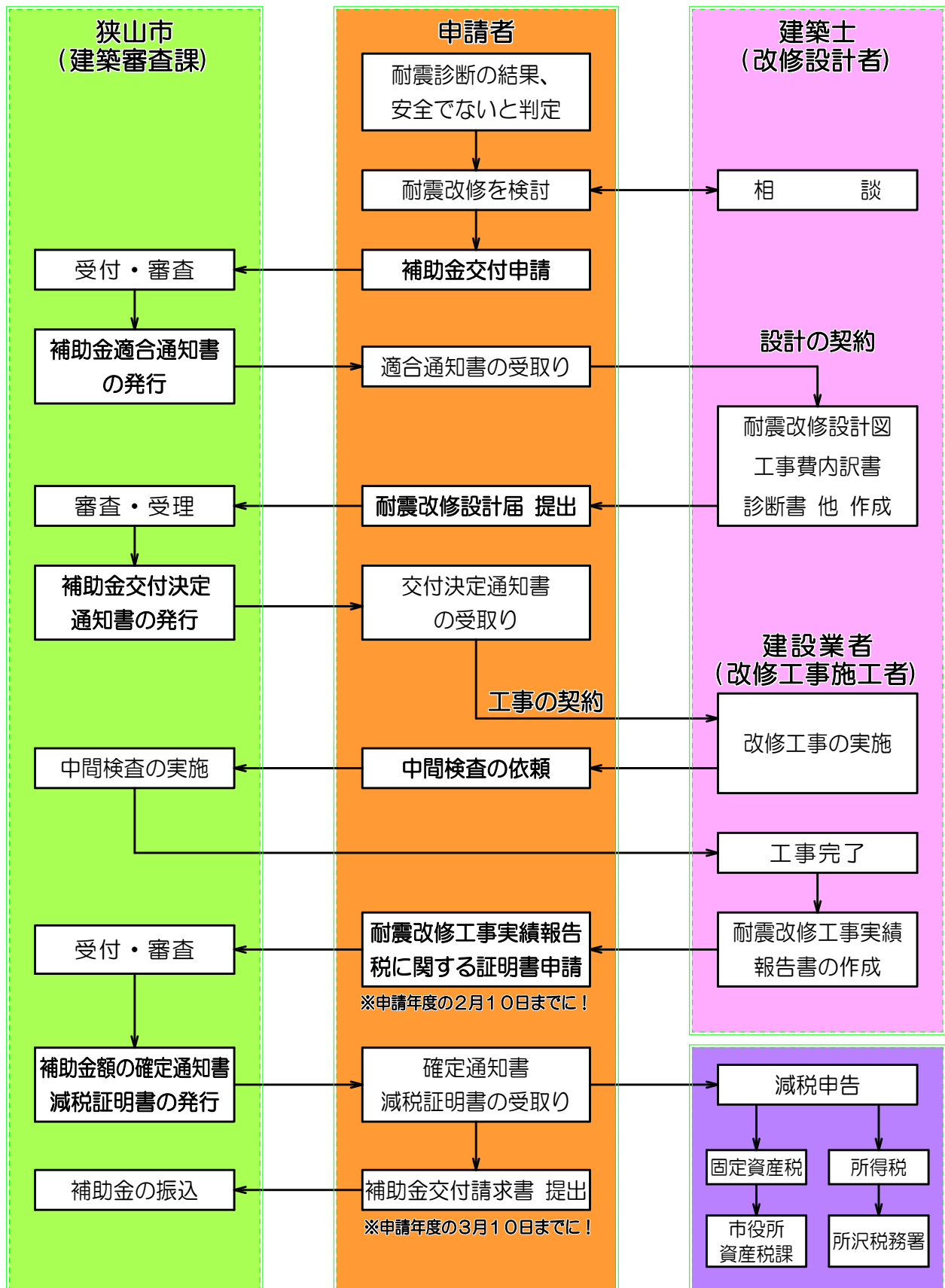
目次	ページ
1 木造戸建て住宅耐震改修補助金交付手続きの流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	4
(1) 補助金の交付申請について	4
(2) 耐震改修設計の届出について	5
(3) 耐震改修工事の変更又は中止について	5
(4) 改修工事施行者の選択について	5
(5) 中間検査について	6
(6) 耐震改修工事実績の報告について	6
(7) 住宅耐震改修証明書等の発行について	6
(8) 補助金の請求について	7
4 耐震改修工事に伴う優遇について	7



狭山市公式イメージキャラクター
狭山市 七夕の妖精

おりひめ

1 木造戸建て住宅耐震改修補助金交付手続きの流れ



2 申請の前にご確認ください

(1) 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造戸建て住宅又は兼用住宅（店舗等に利用している部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの）で、地階を除く階数が2以下であり、かつ、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された住宅が対象となります。

(2) 対象者

対象となる住宅に居住しており、所有者又はその2親等以内の親族が対象者です。また、共有名義人がいる場合は、全員が耐震改修を実施することについて承諾していることが必要です。ただし、所有者及びその2親等以内の親族に市税の滞納がないことが条件となります。

(3) 対象となる耐震改修

ア この制度は、基礎・柱・壁の補強及び、軽量化のための屋根の葺き替えなど、建築物の耐震性能を現行の耐震基準に適合させるための耐震改修設計及び工事を対象とします。

なお、現行の耐震基準の適合については、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法若しくは精密診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であることが確認できた場合に、この制度に適合した耐震改修工事を行ったものとしてします。

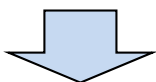
イ 耐震改修設計は、建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士が、建築士法の規定により設計又は、工事監理できる規模の建築物に対して行うものとしてします。

ウ 耐震改修工事は、建設業法に規定する建設業者で、原則として、市内に本店又は、営業所を開設している者が行うものとしてします。

上部構造評点 $= Pd / Qr$

Pd : 当該階、当該方向の保有する耐力

Qr : 当該階、当該方向の必要耐力



- 1. 5以上 : 倒壊しない
- 1. 0~1.5未満 : 一応倒壊しない
- 0.7~1.0未満 : 倒壊する可能性がある
- 0.7未満 : 倒壊する可能性が高い

上部構造評点は、外力に対して保有する耐力の安全率に相当します。対象住宅の各階、各方向（X、Y方向）について算出し、その最小値が上部構造評点となります。

- ◆民間等で開発された木造住宅の耐震診断プログラムについては、(一財)日本建築防災協会の評価制度に基づき評価されたものは、本制度に適用するものとします。(一財)日本建築防災協会のホームページを参照)
- ◆補助金の交付申請等の手続きを行う前に、耐震改修設計や耐震改修工事の契約を締結すると補助金が受けられません。
- ◆補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となりますので、耐震改修設計を行った後に耐震改修工事を取り止めた場合は、設計業務に係る補助金は支払われません。
- ◆増築を伴う耐震改修工事は、現行の建築基準法に適合する必要があります。
- ◆耐震改修工事と併せて増築やリフォーム工事を行う場合は、耐震改修部分が補助対象となります。

(4) 補助金の額

耐震改修工事に要した費用の額に23%を乗じて得た額(1,000円未満の端数切捨て)で、1棟あたり20万円(災害時要配慮者が居住している場合は30万円)を限度とします。なお、補助金額が予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

(5) 補助金の申請期間

各年度の4月1日以後で、当該年度の2月10日までに耐震改修工事が完了できるまでの期間です。なお、原則として2月10日までには、「**狭山市耐震改修工事補助金交付実績報告書**(6ページ参照)」を提出してください。

(6) 申請書類の提出先

申請受付窓口は、市役所2階の建築審査課です。また、申請書などの本事業に関する書類は、狭山市ホームページ(各課のページ)からダウンロードできるほか、建築審査課で配布します。

3 申請手続きについて

(1) 補助金の交付申請について

「狭山市耐震改修補助金交付申請書（様式第9号）」に、次の書類を添付のうえ提出してください。補助条件に適合しているか確認します。（必要に応じて現地調査を行います。）なお、委任状を添付いただければ、代理人の申請でも受けられます。

No	添付書類	備考
①	付近見取図、配置図、平面図及び立面図	確認済証などの写し
②	建築時期が確認できる書類	固定資産税・都市計画税納税通知書の写し※1又は、登記事項証明書など
③	当該住宅を所有していることが確認できる書類	同上
④	耐震診断結果報告書（改修工事前の状況）	
⑤	当該住宅の所有者及び申請者の市税の納付及び居住状況について、確認することに同意する旨の書類	同意書（様式あ号）又は、納税証明書及び住民票（各々1部200円）※2
⑥	申請者と建築物所有者が異なる場合、建築物所有者が耐震改修工事を承諾する書類	承諾書（様式い号）

申請内容を審査し、補助を決定したときは「狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書（様式第10号）」※3を郵送します。この書類を受理してから耐震改修設計の契約（契約者名と申請者名は同一としてください。）を締結し、設計を進めてください。

※1 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年5月上旬頃に市役所資産税課から送付しますので、表紙及び課税資産（土地・家屋）明細書の部分の写しをご提出ください。

※2 納税証明書（未納の額がないことの証明）は市役所収税課、住民票（世帯全員の記載があるもの）は市役所市民課及び各地区センターの窓口で発行します。それぞれ1部200円です。

※3 狭山市補助金交付適合通知書（様式第10号）は、補助金の支払いを確定したものではありません。耐震改修が行われなかった場合や要綱に違反した場合などは、補助金は支払われません。

◆ 耐震診断の補助金申請を行った方が、その年度内に耐震改修工事の申請をする場合は、上記の①から⑤までの書類添付を省略することができます。

(2) 耐震改修設計の届出について

耐震改修設計の契約は、「狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書（様式第10号）」を受理してから締結（契約者名と申請者名は同一）してください。また、設計が完了した場合は、速やかに「狭山市耐震改修設計（変更）届（様式第12号）」に次の書類を添付のうえ、正副2部提出してください。

なお、耐震改修設計の変更等により、届出内容に変更があった場合は、木造住宅耐震改修設計（変更）届を再提出してください。

添付書類
耐震改修工事の設計図
耐震改修工事の実施後の耐震診断報告書
耐震改修工事費内訳書（補助金額の算定書（様式15号）含む）
その他市長が必要と認める書類

提出いただいた内容を審査し、適切に設計が行われたことを確認した後、「狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書（様式第13号）」を郵送しますので、決定通知書を受理してから耐震改修工事の契約を行ってください。

(3) 耐震改修工事の変更又は中止について

「狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書（様式第13号）」を受理してから、耐震改修工事に係る補助金交付の申請内容を変更する場合（軽微な変更で、費用に影響が生じないものを除く。）は、「狭山市耐震改修工事変更承認申請書（様式第14号）」に、当該変更に係る書類を添付のうえ、提出してください。

また、やむを得ない理由で耐震改修工事を取りやめたときは、速やかに「狭山市（耐震診断等・耐震改修工事）補助金交付辞退届（様式第5号）」を提出してください。既に耐震設計に着手している場合の費用は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。

(4) 改修工事施工者の選択について

改修工事施工者は、建設業法の許可を受けて建設業を営む建設業者で、原則として、市内に本店又は営業所を開設していることが条件となります。市外の建設業者を利用したい場合は、ご相談ください。

「狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書（様式第13号）」を受理後、改修工事の契約を締結（契約者名と申請者名は同一）し、工事に着手してください。

(5) 中間検査について

改修工事が、耐震改修設計図書に基づき、適切に施工されているか確認する手続きです。構造耐力上主要な部分（①壁の筋交い設置又は合板貼り、②基礎の配筋時）の施工が確認できる工程に達したときに実施します。

改修工事の工程が中間検査を行う段階に近づきましたら、市の担当者に連絡を取り、日時等について打ち合わせを行うとともに、「**狭山市耐震改修工事中間検査申請書（様式第16号）**」を提出してください。

検査当日は、市の係員がお伺いしますので、必要な検査を受け、係員から指示がある場合には従ってください。中間検査に合格した場合には、係員から指示がありますので、それまでは改修工事に関する次の工程には進まないでください。

なお、この中間検査に先立ち、耐震改修設計を行った建築士による検査を受けてください。

(6) 耐震改修工事実績の報告について

耐震改修工事が完了したときは、速やかに（原則として申請年度の2月10日まで）「**狭山市耐震改修工事補助金交付実績報告書（様式第17号）**」に次の書類を添付のうえ、提出してください。

適切に改修工事が行われたことを確認します。改修工事が完了しない場合や完了の報告がない場合、補助金は支払われませんのでご注意ください。

添付書類
耐震改修工事に係る契約書の写し
耐震改修工事に係る領収書の写し
改修工事の施工前、施工中及び施工後の比較写真
その他市長が必要と認める書類

報告内容を審査し、補助金額を決定したときは「**狭山市補助金交付額確定通知書（様式第7号）**」を郵送します。

(7) 住宅耐震改修証明書等の発行について

一定期間内に耐震改修を行った場合、固定資産税（家屋）の減額措置及び所得税額の特別控除が受けられます。

減額措置及び特別控除を受ける場合は、「住宅耐震改修証明申請書」に必要事項を記入のうえ、「**狭山市耐震改修工事補助金交付実績報告書（様式第17号）**」と併せて提出してください。適切に改修工事が行われたか確認後、証明書を発行します。

証明書を受理した後、必要書類を添付し、各手続きに従って申告を行ってください。

◆住宅耐震改修証明申請書は、当該補助金を利用した場合、狭山市長が発行します。建築士事務所、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任法人が発行する場合は、増改築等工事証明書により申請を行ってください。

(8) 補助金の請求について

「狭山市補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）」を受理しましたら、補助金の請求を行ってください。「狭山市（耐震診断等・耐震改修工事）補助金交付請求書（様式第 8 号）」に「請求書」を添付のうえ、提出してください。

◆請求書は、建築審査課の窓口でお渡しします。

◆振込先の金融機関名は、現在の金融機関名を正確に記入してください。

例) × りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○ 埼玉りそな銀行 狭山支店

× 三菱東京 UFJ 銀行 狭山支店 ⇒ ○ 三菱 UFJ 銀行 狭山支店

◆振込先の口座名義人は、申請者名と同一にしてください。

◆上記の書類が市役所に提出されますと、1 か月程度で指定の口座に振り込まれます。

4 耐震改修に対する税の優遇について

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅等について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修や建替えを行った際には、所得税・法人税や固定資産税などの優遇を受けられる場合があります。

税の優遇の内容、適用要件や申告手続き方法などについては、別紙をご覧ください。なお、詳細は、各税の管轄担当部署にお問い合わせください。

・所得税の問い合わせ先

所沢税務署 電話番号 04 (2993) 9111

所在地 所沢市並木 1 丁目 7 番

・固定資産税の問い合わせ

資産税課 内線 1124～1126 まで



申請窓口・制度に関するお問い合わせ

狭山市 都市建設部 建築審査課 企画総務担当

住 所 〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電 話 04(2953)1111 内線2177

FAX 04(2954)8877

E-Mail kentiku@city.sayama.saitama.jp

ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

平成30年3月更新